

## 川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針に対する パブリックコメント実施結果について

### 1 概要

本市における児童家庭支援・児童虐待対策を強化・充実し、「川崎市子どもを虐待から守る条例」の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進するため、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を策定し、パブリックコメント手続により、市民の皆様からの御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針（案）
意見の募集期間	平成25年1月31日（木）～平成25年3月1日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより2/21号、川崎市ホームページ掲載、情報プラザ、各区役所
結果の公表方法	川崎市ホームページ掲載、情報プラザ、各区役所に資料設置

### 3 結果について

#### パブリックコメント手続で寄せられた意見

意見提出数（意見件数）	9通（30件）
内訳）電子メール	4通（8件）
FAX	4通（17件）
郵送	0通（0件）
直接	1通（5件）

### 4 意見の内容と対応

今回のパブリックコメント手続で寄せられた意見は、基本方針（案）の趣旨に沿った意見や施策の展開の参考とすべき意見のほか、いただいた意見を反映させることで基本方針がより分かりやすくなる意見があったことから、一部を修正し、基本方針を策定してまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、基本方針（案）に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が、基本方針（案）に沿っているもの
- C 御意見の趣旨を今後の施策展開の参考にさせていただくもの
- D 基本方針に対する質問・要望の意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
基本方針の基本的な考え方に関する事	0	0	0	0	0	0
基本方針の内容に関する事	13	1	11	0	1	0
基本方針の具体化に関する事	5	0	2	2	1	0
広報・周知に関する事	7	0	0	7	0	0
その他	5	0	0	0	0	5
合計	30	1	13	9	2	5

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

○ 基本方針の内容に関する事

	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	社会的養護(保護された子どもの養育、施設退所後の自立支援など)を図るための具体的対策も緊急な課題と考えます。	里親や児童養護施設等卒園後の自立支援、親への支援など、社会的養護の充実を図ることは、喫緊の課題であると考えております。本市においては、社会的養護施策推進のため、平成21年10月に策定した要保護児童施設整備基本方針に従い、本市の北部及び南部地域において、児童の生活環境に配慮した新たな児童福祉施設の整備を進めているところでございます。また、児童の社会的自立や家族再統合など、個々の児童・家庭のニーズに即した支援メニューの充実を検討してまいります。その事を分かりやすく表現するために、P37に里親や児童養護施設卒園後の支援の検討について、表記を追加いたします。	A

2	子育て支援の取り組み強化の実効性を高めるため、既存の関係機関の連携を強化することや中心となる機関の位置づけが明確化され、役割分担がしっかりなされる必要があると思います。	基本方針に基づき、児童相談所や区役所等、子育て支援に関わる全ての関係機関の役割分担の明確化、状況に応じた連携体制の強化、情報共有の仕組みづくりをすることで、子育て支援の強化につなげてまいります。	B
3	今回示された方針の充実の為、主導する機関・人の役割が重要であり、連携のあり方をさらに検討していただきたい。		B
4	子育て支援をすることで、育児への負担度が軽減され、虐待防止にもつながっていくことと考えます。	基本方針に基づき、身近な区役所が拠点となって、孤立感や負担感による育児不安などを受け止め、子育てについて地域の中で支えあうことができるよう地域の子ども・子育て支援のネットワーク作りに向けた取組を推進していきます。	B
5	虐待の未然防止・早期発見・早期対応においては、関係機関だけの連携だけではなく、地域住民の連携の必要性も感じています。	区役所や児童相談所といった行政機関だけではなく、町内会・自治会など、地域の皆様と連携し、広く子育てに関する施策の展開を図ってまいります。	B
6	虐待の予防のためには子育て支援のほか、家庭そのものの背景を分析していくことで、虐待につながらない対策が見つけていけるものと考えています。	本市では、母子健康手帳交付時の面接や、健康調査事業、乳児家庭への訪問事業等を行うことにより、子育て家庭の状況把握に努め、必要な保健・福祉サービスの提供と、必要に応じた継続的な個別支援をすることで虐待の未然防止につなげることができるよう、相談支援体制の充実を図ってまいります。	B
7	安全確認を行う機関の責任のなすりつけ合いのような結果は避けるべき。そのため、情報の把握や共有、役割分担の明確化など関係者会議の仕組みが必要と考えます。	各家庭の状況に応じて必要な支援がなされるよう、本方針に基づき、各機関の役割分担を明確化し、それぞれの機関における機能の強化を図ってまいります。また、円滑な見守り体制構築のため、各区における要保護児童対策地域協議会の実務者会議等を活用し、定期的な情報共有や状況変化に対応した連携体制強化の仕組みづくりに取り組んでまいります。	B

8	<p>基本方針第4章にある児童相談所の課題について、早急に改革への取り組みが実施されることを熱望します。</p>	<p>児童虐待のケースの抱える問題が複雑化・多様化しているなかで、初期対応を行う児童福祉司への組織的フォロー体制の強化を図り、医療機関からの通告事例に適切に対応するため、保健医療領域の専門性の強化を図ってまいります。また、全庁的かつ長期的なスパンでの人材確保・人材育成を行うことで、児童相談所における専門性を強化し、適切な支援を行っていくことのできるよう、各課題の解決に向けて、基本方針をもとに対応してまいります。</p>	B
9	<p>起きている虐待の対応と同時に、予防としての教育を行政が力を入れて行っていくことを期待しています。</p>	<p>育児不安・虐待リスクの低減に向け、面接や健康診査事業等の機会をとらえ、妊娠期から子育てに必要な知識の提供に努めるとともに、生活上の配慮や子育てに必要な知識等について、普及啓発を行ってまいります。</p>	B
10	<p>初動対応を改善することで、その後の対応が格段に変わる。現実的な動きや役割をもっと明確にしていけるよう実務を積み重ねていていただきたい。</p>	<p>初動対応につきましては、その後の相談・支援の流れの方向性を左右するもので、高い専門性が求められるものと認識しており、基本方針に基づき、初動体制を担う児童福祉司の経験・スキルを組織的にフォローし、ケースの進行管理に関わる組織の情報共有の徹底と組織的な判断の強化に向けた取組を進めてまいります。</p>	B
11	<p>家庭の転居に伴い、転居先の社会資源への情報提供も必要ではないでしょうか。</p>	<p>支援を行っている家庭が県内に転居した場合の虐待の再発防止と、援助の必要性を確保するため、児童相談所運営指針等に基づき、これまでの対応状況など必要な情報を提供し、転居先の児童相談所と十分な連携を図ってまいります。また、県外へ転出した支援家庭に対しても、支援が継続されるよう、本市としての対応ルールの明確化を検討してまいります。</p>	B

12	子育て支援・児童虐待防止の観点から母子保健・医療・福祉の連携が強く求められます。また、近隣自治体との広域連携の強化が不可欠と考えます。	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を実現するには、保健・医療・福祉各分野における専門性の充実を図り、それぞれを司る組織や職員間の連携を充実させることが重要と考えております。また、支援をしている家庭が転居した場合、転居先における適切な支援の継続の為の対応ルールの明確化を検討してまいります。	B
13	子育てを地域社会全体で支える理念は広く実施、計画されているものの、地域間格差が課題であると認識しています。そのために、人材育成、コミュニティー力は不可欠かと思えます。	地域の実情に応じたきめの細かい子育て支援の取組を、効果的・効率的に推進してまいります。	D

○ 基本方針の具体化に関すること

	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
14	この方針が実現される具体的な裏づけ、手立てが求められると思います。	本基本方針に基づく施策を具体化するために、平成25年度中に事業推進計画を策定いたします。	B
15	児童相談所におけるケースの進行管理について、スーパーバイズを行う人、資質、手法どれをとっても重要であり、優先的に解決する課題だと考えている。	児童や御家庭の状況を常に把握し、現段階の適切な支援のあり方、方向性、評価等を継続的に行っていくため、中心となる職員の資質の向上や、組織的な判断に基づくケースワークの展開など、進行管理の仕組みについて充実を図るべく検討してまいります。	B
16	未然防止に注力する点は評価。今後は虐待(疑い含む)の事実に対する確認作業について、具体策の検討を進めていただきたい。	既に発生した児童虐待案件については、十分な情報収集に基づいた確かなリスクの評価や、児童養護施設から家庭に戻った児童の家庭への見守り体制の強化など、迅速な対応が必要になると考えます。いただいた御意見を参考に、児童相談所における業務改善等を検討してまいります。	C
17	ベテランと新人が1つのケースにあたり、業務の一連の流れを辿りながら、きちんと仕事を伝えていくことのできるような、具体的なOJTの手法等を検討していただきたい。	職員の資質向上のため、各専門職の育成に関わる研修等の充実のほか、各職種別の人材育成検討会や人材育成プロジェクトの取組を着実に継続していくとともに、計画的なジョブローテーションを行うことを検討してまいります。	C

18	この基本方針にまとめられている施策を展開する上で財源の問題もあると思いますがいかがでしょうか。	基本方針に基づく施策を具体化するために、事業推進計画を作成してまいります。その中で検討を行ってまいります。	D
----	---	---	---

○ 広報・周知に関すること

	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
19	基本方針そしてその元となる川崎市子どもを虐待から守る条例を広く市民周知していただきたい。今回の川崎市の取り組みを広報してほしい。	条例については本市の児童虐待防止対策を推進する上で大きな支柱であり、また、基本方針はその内容、趣旨を受け、対策の具体的な方向性を示すものとして策定したものです。広く市民の皆様にご理解をいただくことで、さらなる取組の推進につながるよう、区役所の窓口における広報、パンフレットの配布、ホームページ等による情報提供等を行うことで、市民の皆様への周知を図ってまいります。	C
20	川崎市子どもを虐待から守る条例が浸透することにも期待します。		C
21	施策の実行にあたり、一人ひとりの周知と認識が不可欠かと思えます。		C
22	児童福祉審議会提言の基本方針への反映は評価。今後は市民に分かりやすく伝えていく工夫をしていただきたい。		C
23	子育てに関する情報公開をなるべくインターネットでも行ってほしい。		C
24	例えば障害や育てづらい子どもがいた場合に、今受けられる相談やサービス(学校等での支援も含めて)のこと自体を知らない方も多く、啓発を行うことで、虐待の未然防止につなげることができるのではないのでしょうか。		C
25	親が孤立し、相談できる人がいないことから、虐待に至るケースが多いと聞かすが、相談できる仕組みだけでなく、丁寧に機関から各家庭に対して発信し続けることは可能でしょうか。		C

○ その他

	意見内容(要旨)	意見に対する市の考え方	区分
26	デンタルネグレクトによるハイリスク児の存在があり、健康格差が問題となっている。格差是正の為に保育所・学校にいる児童等へのフッ化物洗口等の取り組みが必要と考えます。	児童虐待への対策につきましては、様々な視点から虐待が起こりうるという事実を捉え、現に発生してしまった事実への対応だけではなく、早期発見そして未然予防の充実が肝要であると認識しております。歯科医師会と児童相談所、児童養護施設との連携による虐待の早期発見・予防への取組等、今後も推進してまいります。	E
27	児童虐待を行った保護者への法的対応を行う場合、児童相談所が強制対応を行い、かつその後の相談・援助を行うが、別の機関が担える仕組みはないのでしょうか。	職権に基づく一時保護のように、強制的な対応を行うことができる機関は、児童福祉法及び川崎市の規則により児童相談所長と定められており、その後続く調査・診断・判定・援助といった一連の支援についても、一部を除き、児童相談所が取り扱うものとされております。	E
28	障害児や持病がある子どもを持つ家庭が受けられるサービスを、地域の保健師などから情報提供してほしい。	例えば母子保健の各事業により、子育て中の親子と接触し、また、必要に応じて御家庭に訪問する等、保健師の地域活動は子育て支援について大変重要と考えており、いただいた御意見を参考に情報提供に努めてまいります。	E
29	障害児や持病がある子どもが保育園や小学校に受け入れられ、適切なケアを受けられるようにしてほしい。健康でない子どもにもサービスの門戸を広げてほしい。	地域の子育て家庭に対しては、市民に身近な区役所が拠点となり、医療機関、子育て支援活動団体、保育園、幼稚園、学校、児童相談所等と連携を図りながら、その機能を活かして適切なサービスの提供等を行ってまいります。	E
30	地域医療と保育園とのつなぎのためのコーディネート、ボランティアとの仲介をやってほしい。		E

6 問い合わせ先

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針について

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

川崎市市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室

電話：044-200-2929・0132

FAX：044-200-3638